

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 9 月 18 日現在

機関番号：32721

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380153

研究課題名(和文) 行政におけるデータの取扱いに関する法的規制の比較研究

研究課題名(英文) Study on the regulation of data handling in the administrative sectors

研究代表者

湯浅 壱道 (Yuasa, Harumichi)

情報セキュリティ大学院大学・その他の研究科・教授

研究者番号：60389400

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、行政におけるデータの取扱いの態様の変化を踏まえて、自治体クラウドをはじめとする行政へのクラウドの導入、オープンデータの潮流、行政におけるソーシャル・ネットワーク・サービス等の利用、パーソナルデータの利活用、指定管理者等の新たな行政という具体的な項目を設定して、それぞれの項目に関する既存の法制の現状と問題点(特に文書管理・保存法制、情報公開法制、個人情報保護法制の適用と限界)について明らかにすると同時に、どのようにデータの取扱いについて規制することが適切であるか、各国における取組や法制化の動向などの国際的な比較研究を行った。

研究成果の概要(英文)：In this research, we examined the handling of data in the administration including (1) introduction of the cloud to the administrative office including municipal cloud, (2) trend of open data, (3) use of social network services etc in the administration, (4) utilization of personal data, and (5) new administrative procedures. We clarify the present status and problems of the existing legal system concerning each item (especially application and limitation of document management / conservation law, information disclosure law, personal information protection law). We conducted international comparative studies such as whether it is appropriate to regulate the handling of data so as to make efforts in each country and trends in legislation.

研究分野：新領域法学

キーワード：個人情報 オープンデータ 情報公開 地方公共団体 プライバシー 公文書

1. 研究開始当初の背景

近年、行政における情報の取扱いの方法や態様が、従来とは大きく変化しつつある。

情報の保有方法は、行政機関の内部や委託先のデータセンターに保有するサーバに保存するのではなく、行政が物理的に記録媒体を所有・管理できないクラウドへ移行しつつある。情報の管理については、これまで行政は「文書（行政文書）」単位を基本とし、文書管理規程類によって作成・保存・廃棄について規定すると共に、その公開や個人情報の保護については情報公開法制（法律及び条例）と個人情報保護法制（法律及び条例）により規制してきた。しかし、オープン・データの潮流により「文書」を作成する前の段階で収集・取得・作成したデータそのものを公開することが求められるようになってきている。また、近時は行政自身がソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を利用して情報発信を行うようになってきているが、これらの多くは民間事業者によって運営されており、行政自身も約款による契約に基づきサービスを利用するユーザーにすぎない。このため、行政によるコントロールが及ばない部分が多く、発信した情報の保存や公開を誰がどのように行うかという問題がある。一方、このような SNS を利用することによって、行政自身が他のユーザーの位置情報等のパーソナル・データを取得することも可能であり、これらは必ずしも個人情報保護法制上の「個人情報」に該当しないため、利用のあり方が問題になっている。

他方で、わが国の行政における情報法制は、国や自治体等の「公」と民間部門である「私」とが法制上大別されており、たとえば保有個人情報の保護に関して、前者は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律や各自自治体の条例、後者は個人情報の保護に関する法律によって規制されており、規制内容も異なっている。ところが深刻な財政危機等を背景とした行財政改革の一環として、行政の民間の協働や指定管理者制度をはじめとする新たな行政の運営手法が導入されており、これらの新たな手法においては「公」と「私」の境界が曖昧になっている。

このように行政における情報の取扱いの方法や態様が大きく変化しつつあるにもかかわらず、わが国の行政の情報法制は、このような現状に対して必ずしも適切に対応するものとなっていない。「文書」化以前のデータの作成・保存・廃棄・公開に関する包括的な法制度を欠き、行政自身がデータを蔵置する媒体や施設を占有することができないクラウドや SNS にどのように対応できるかの知見も不足しているので、データの取扱いについてはまさに手探りの状態になっている。

本研究においては、既存の文書管理・保存法制、情報公開法制、個人情報保護法制の限界を明らかにすると同時に、どのように総合的にデータの取扱いについて規制すること

が適切であるかについての検討を行う。

2. 研究の目的

本研究「行政におけるデータの取扱いに関する法的規制の比較研究」は、行政における情報の取扱いが、行政が「保有」する「文書」「個人情報」単位から、必ずしも行政が占有しない「データ」単位へと移行しつつある現状に対し、既存の文書管理・保存法制、情報公開法制、個人情報保護法制の限界を明らかにすると同時に、公権力を有する行政が総合的にデータの取扱いについての規定を置くにはどのような手法を採ることが適切であるか、国際的な比較研究を行おうとするものである。

3. 研究の方法

本研究では、行政におけるデータの取扱いの態様の変化を踏まえて、自治体クラウドをはじめとする行政へのクラウドの導入、オープン・データの潮流、行政におけるソーシャル・ネットワーク・サービス等の利用、パーソナル・データの利活用、指定管理者等の新たな行政という具体的な項目を設定する。

その上で、それぞれの項目に関する既存の法制の現状と問題点（特に文書管理・保存法制、情報公開法制、個人情報保護法制の適用と限界）について明らかにすると同時に、どのようにデータの取扱いについて規制することが適切であるか、各国における取組や法制化の動向などの国際的な比較研究を行い、総合的な見地から適切なデータの取扱いについての法制度を構想する。

4. 研究成果

「情報」とは何かについては、それ自体を研究の対象とした論考は、数多く存在する。しかし、情報はきわめて多義的な概念であるために、いまだにわが国の法制度においては情報それ自体についての明確な定義は与えられていない。たとえば個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」と略。）においては、個人情報につき、「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」（第 2 条）と定義している。ここでいう「もの」が、「者」や「物」とは相違することは自明であるが、「個人情報とは・・・に関する情報」という同語反復を、「できるもの、できることとなるもの」として、「情報」を「もの」という文言に置き換え、具体例を列挙しているにすぎないとみることできる。

一方、一部の先進的な地方公共団体において、国よりも先行して情報公開条例を整備す

る際、情報を具体的に管理する単位として念頭に置かれていたのは、すでに先行して法制度が整備されていた「文書」「公文書」という概念であったと思われる。初期に制定された地方公共団体の情報公開条例において、情報公開条例とはいうものの、実際の公開対象が「文書」や「公文書」を基本としていたことから明らかである。たとえば、制定自体は山形県金山町に次いで全国で2番目となったものの、実質的には地方公共団体の情報公開条例の先駆者といえる神奈川県情報公開条例においては、条例の目的を「行政文書の公開を請求する権利を明らかにする等県政に関する情報の公開を総合的に推進する」（神奈川県情報公開条例第1条）としている。ここには、情報の公開とは第一義的には行政文書の公開のことであるという観念が端的に表出しているといえよう。その背景には、日本における公文書管理は近代官僚制の発展に伴って整備され、「文書」を単位として情報を管理することが定着していたということがある。

その後、文書の解釈を拡大したり、条例本文を改正したりして、文書概念の拡大が図られているが、地方公共団体の情報公開条例に遅れて整備された国の情報公開法制においても、「民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等」（行政文書の保有する情報の公開に関する法律第1条）を目的としており、情報の公開とは行政文書の公開を指すという観念が承継されている。また、わが国の情報法制においては、「情報」と同様に「データ」そのものについての法的定義も長らく与えられてこなかった。

しかし本研究期間中に制定され、行政におけるデータの扱いに大きな影響を与えるものとして、平成28年の12月7日に官民データ活用推進基本法が第192回国会において成立し、12月14日に施行されたことがある。

官民データ活用推進基本法は、個人番号カードの普及及び活用、人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術に関する研究開発など多くの内容を含んでおり、オープンデータだけに特化したものではない。しかしその主眼がオープンデータ化の推進に置かれていることは明らかである。

すでに行政機関や地方公共団体が保有するデータを、二次利用可能な形で提供するオープンデータの取組は、さまざまな形で進められてきた。平成25年6月に公表された「日本再興戦略」では、「2015年度中に、世界最高水準の公共データの公開内容（データセット1万以上）を実現」という目標が掲げられており、オープンデータのカタログ・サイトも本格的に移働している。しかし、行政機関や地方公共団体等の「官」側が持つデータのオープン化については、上記の「日本再興戦略」

の目標などが立てられたものの、法律による明確な根拠を欠いていた。「オープン」ということについて法律による定義が存在しないこともあって、「オープン化」の内容が不明確であり、具体的には利用制限が課されているもの、利用にあたって行政機関や地方公共団体等の許諾が必要なもの、非商用利用のみが許諾されているもの等が「オープンデータ」に含まれるのかという問題点も存在した。また、「官」側が公開したデータを「民」側がビジネス等で二次利用する際の著作権の所在、データが標準化されていないために公開されたデータを利用する際に手間がかかったりするという問題もあり、本格的なオープンデータの利活用にはほど遠いのが現状であった。

官民データ活用推進基本法では、政府に官民データ活用推進基本計画、都道府県に都道府県官民データ活用推進基本計画の策定を義務づけ、市町村には都道府県官民データ活用推進基本計画の策定を努力義務として課している。官民データ活用推進基本計画は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために定められるものであり、官民データ活用の推進の基本的な方針、行政の官民データ活用に関する事項、地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項、官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を定めることとされている。

ところで、地方公共団体における情報管理の単位として長らく用いられてきた「文書」「公文書」概念と、官民データ活用推進基本法にいう「データ」概念とはどのような関係に立つのかという点が問題となる。

データの周辺概念については、著作権法が昭和61年の改正によって創作性のあるデータベースを著作物としたことから、データベースについての定義を置き（著作権法第2条第10の3号）「論文、数値、図形その他の情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。」と規定する。そのためか、「データベース」という語を用いている法令は多く、住民基本台帳法、金融領域における諸法令、エネルギー関係、医療関係等その他、「データベース」の語を用いているものが幅広く存在する。しかし、「データ」という語を条文の中で用いている法令は意外に少なく、放送・通信関係のほかは、「個人データ」「保有個人データ」という概念が個人情報保護法において用いられているのが主な例である。

これに対して官民データ活用推進基本法では、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国

の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。)であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十六条第一項において同じ。)若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものを「官民データ」として定義している。このように定義されたことにより、初めてオープンデータは法的定義を持つことになる。

その反面で、行政とデータとの関係では、以下に述べるような問題点が依然として残っていることがわかった。

(1) データの組織共用性

前述のように、地方公共団体においては、情報とは原則として文書によって管理されるべきものであり、文書としての位置づけを与えられるには、単に担当者がメモとして記録したりするだけでは足りず、組織共用性(実態としての共用性や関係者間での共用しようとする意思が重視される場合と、形式的な共用性が重視される場合とがある)が必要であると解されてきた。また、測定機器やセンサー類等から収集される数値的データそれ自体も、かならずしも文書としての取扱いを受けてこなかった。

このため、データは文書ではないという端的に理解する例もみられた。たとえば、平成7年の情報公開条例制定に合わせて平成8年に刊行された下関市の「公文書公開事務のてびき」においては、「データ、報告の扱いはどうすればよいですか」という想定質問に対して、「単にデータのみが記載された文書については、報告する、通知する、参考に供するといった意思が記載されてものではないことから公文書として取り扱う必要はない」と直裁に述べている。

組織共用性の問題は、情報公開制度の運用においても、常に問題とされてきたところである。その一因は、情報公開条例の文言が各団体によって異なっていることにある。もとより条文の規定がもともと違っている場合にはその解釈に相違が出ることは当然であり、個人情報の場合には、いわゆるプライバシー型と個人識別型のような条文自体の規定の違いに由来する相違がある。これに対して、同じ文言でありながらその解釈に違いがあるという事例は、意外に多い。たとえば、情報公開の実務において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、地方公共団体の情報公開条例において不開示理由として広く規定されている「法人の正当な利益を害するおそれ」という文言の解釈をめぐる、それが法人の印影にも適用されるかどうかについて、各地の情報公開審査会の判断がかなり揺れているという点が指摘されている。センサーから収集されるデータ等の取扱い

事務または事業遂行にあたって管理・利用・提供されている限り、測定機器やセンサー類等から収集される数値的データそれ自体も対象となる。

各地方公共団体においては、個人情報に記載された文書や個人情報を取り扱うこととなる事務については、個人情報保護条例における規律があることから、一覧等が作成されている。しかし、これらの数値的データについて全庁的に網羅して把握する体制が整備されている団体は少ないであろう。今後、各地方公共団体のオープンデータ・ポータル整備と合わせて、出先機関も含めて各団体が収集しているデータの把握と、データの一覧の作成が大きな課題として浮上してくるものと思われる。

(2) 個人情報保護・プライバシー保護

データのオープン化によって個人のプライバシーが侵害されたり、事業者が競争上の地位その他正当な利益を侵害されたりするおそれがあることは否めず、このような事態を防止する必要がある。その反面で、このような「おそれ」を強調することは、オープン化されるデータの範囲を狭めることになりかねない。このため、個人及び法人の権利利益の保護を図ることと、データのオープン化とを両立させるしくみが必要となる。

(3) データの保存

行政が保有する情報をオープンにする制度としては、従来から情報公開法をはじめとする情報公開制度が運用されてきた。しかし情報公開制度における公開の対象は主として公文書であるが、地方公共団体の公文書は保存年限がすぎた時点で廃棄されてしまい、後から利用することができないという問題があった。というのも、多くの地方公共団体において「文書」には保存年限が定められているためである。

文書は当該年限を経過した後は原則として廃棄すべきものとされている以上、データが文書という形式によって存在する場合には、保存年限が永久として指定されていない限り、一定年月が経過した後は廃棄されるべきものである。換言すれば、文書管理法制においては原則廃棄が原則なのであるから、一定期間の経過後は、むしろデータが保存されていない状態のほうが適正であるということになる。

他方で、データが廃棄・消去されずに保存されていなければならないのは自明の理であって、原則廃棄という文書管理における原則と、原則保存というデータ活用における原則とは両立し得ないことになる。もとより、すべての文書の保存年月を永久保存に指定してしまうという方法もあり得るが、それは文書の性質ごとに保存年限を区別している文書管理法制の趣旨を没却することになる。かといって、データについては文書の対象外とするという方法も、組織共用性という情報公開法制における文書の要件からみる

と採用することはできないと思われる。

(4) 情報の開示・提供とオープンデータ

行政が保有する情報をオープンにする制度としては、従来から情報公開法をはじめとする情報公開制度が運用されてきた。他方で、それとは別の枠組みとして、各地方公共団体においてはいわゆる「情報提供」によってオープンにすることも実務上は行われてきた。このような「情報提供」の条例上の根拠は、各団体によって異なるが、類似の情報に対して大量・反復的に情報公開制度を利用して公開請求が行われ、特に問題なく開示されているような場合に、開示請求に係る事務的な手続の費用と時間を縮減するため、地方公共団体側から任意で情報提供するように移行するという事例もみられた。その一例は、入札に係る単価及び金額の記載された設計図書（「金入設計書」）の取扱いであり、情報公開ではなく、情報提供に移行する団体が増えている。

今回の官民データ活用推進基本法の制定によって、地方公共団体が保有する情報をオープンとする制度として、従来の情報公開と情報提供に加えて、新たな第三の制度としてのオープンデータという制度が加わることになるが、その位置づけと手続に関する検討が必要となる。特に実務上問題となると思われるのは、情報公開・情報提供・オープンデータという3種類の制度のすみ分けと、費用負担のあり方であろう。

なお、以上で述べた研究成果の詳細に関しては、自治体クラウドをはじめとする行政へのクラウドの導入については、主として下記雑誌論文1、8、11及び12において成果を公表している。

オープン・データの潮流と行政におけるソーシャル・ネットワーク・サービス等の利用については、主として下記雑誌論文2、3、5及び11において成果を公表している。

パーソナル・データの利活用については、主として下記雑誌論文11及び12において成果を公表している。

指定管理者等の新たな行政については、主として下記雑誌論文11及び12において成果を公表している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計15件)

- 1 湯淺壘道「個人情報保護法改正の課題 地方公共団体の個人情報保護の問題点を中心に 問題点を中心に」『情報セキュリティ総合科学』第6巻(2014年)53-92頁
- 2 湯淺壘道「インターネット選挙運動と公職選挙法」『選挙研究』30巻2号(2014年)75-90頁
- 3 湯淺壘道「地方選挙とインターネット選挙運動」『月刊地方人』45巻9号(2015年)

30-34頁

- 4 湯淺壘道「アメリカにおける選挙権の観念の一断面 integrity を手がかりに」青山法学論集56巻4号(2015年)71-99頁
- 5 湯淺壘道「選挙とマイナンバー」月刊選挙2016年1月号(2016年)17-21頁。
- 6 湯淺壘道「18歳選挙権の意義と課題」月刊選挙2016年2月号(2016年)3-9頁。
- 7 湯淺壘道「アメリカの在外不在者投票へのインターネット有権者登録の導入」情報ネットワークロー・レビュー14巻(2016年6月)85-100頁。
- 8 湯淺壘道「個人情報保護法と専門図書館」専門図書館279号(2016年9月)27-32頁。
- 9 湯淺壘道「2016年アメリカ大統領選挙と電子投票・インターネット選挙運動(上)」月刊選挙2017年1月号(2017年)9-17頁。
- 10 湯淺壘道「2016年アメリカ大統領選挙と電子投票・インターネット選挙運動(下)」月刊選挙2017年2月号(2017年)1-9頁。
- 11 湯淺壘道「地方公共団体における個人情報の管理の統制-個人情報保護条例の実態」韓国地方自治法学会「地方自治法研究」17巻1号(2017年)97-129頁。
- 12 湯淺壘道「特別地方公共団体の個人情報保護の現状と課題」情報法制研究1号(2017年)100-108頁
- 13 湯淺壘道「法制度から見た企業のサイバーセキュリティの課題」オムニマネジメント2017年7月号(2017年)2-7頁
- 14 前田恭幸・湯淺壘道「刑事訴訟におけるデジタル・フォレンジックツールの課題」情報処理学会論文誌58巻8号(2017年)1364-1375頁
- 15 湯淺壘道「暗号化とアメリカ憲法」情報ネットワークロー・レビュー15巻(2017年)83-103頁。

〔学会発表〕(計27件)

- 1 湯淺壘道「インターネット選挙運動と公職選挙法」2014年度日本選挙学会 総会・研究会分科会B(法律・制度部会):選挙管理の実務・法律学・政治学(2014年5月17日・早稲田大学)
- 2 湯淺壘道「個人情報保護法改正の動向」沖縄国際大学沖縄法政研究所第54回研究会(2015年1月30日・沖縄国際大学)
- 3 湯淺壘道「マイナンバー法と自治体の個人情報保護」情報法制研究会第2回シンポジウム(2015年6月28日・一橋講堂)
- 4 湯淺壘道「IoTのセキュリティの法的課題」情報セキュリティワークショップ In 越後湯沢2015(2015年10月9日・越後湯沢公民館)
- 5 湯淺壘道「マイナンバー制度と自治体の業務・個人情報保護」自治体議会政策学会(2015年11月17日・国際ファクションセンター)
- 6 湯淺壘道・前田恭幸「サイバー犯罪に関する情報の軍・警察間共有の法的制約」情報

処理学会第 71 回コンピュータセキュリティ研究発表会 (2015 年 12 月 4 日・情報セキュリティ大学院大学)

7 前田恭幸・湯淺壘道「SSD の Over Provisioned Capacity からのデータ抽出手法」情報処理学会第 71 回コンピュータセキュリティ研究発表会 (2015 年 12 月 4 日・情報セキュリティ大学院大学)

8 湯淺壘道「地方公共団体とマイナンバー」情報ネットワーク法学会 2015 年度研究大会 (2015 年 11 月 28 日・29 日・北九州国際会議場)

9 湯淺壘道「個人情報保護法改正とビッグデータ活用」招待講演、DP-1. ビッグデータ活用とプライバシー保護、電子情報通信学会 2016 年度研究大会 (2016 年 3 月 17 日・九州大学)

10 湯淺壘道「公職選挙法改正の残された課題」日本地方政治学会日本地域政治学会 2016 年度東京大会現代地域政治研究会パネル「参院選挙 2013 年参院選を振り返る: ネット解禁・民主退潮」(2016 年 6 月 5 日・立教大学)

11 湯淺壘道「全令状法と iPhone 問題に関する若干の考察」情報処理学会第 72 回電子化知的財産・社会基盤研究発表会 (2016 年 6 月 2 日・情報セキュリティ大学院大学)

12 湯淺壘道「iPhone ロック解除問題とデジタル・フォレンジック」デジタル・フォレンジック研究会法務・監査分科会 (2016 年 6 月 16 日)

13 湯淺壘道「個人情報保護法改正と専門図書館」専門図書館協議会平成 28 年度全国集会 (2016 年 6 月 24 日・東京ウィメンズプラザ)

14 湯淺壘道「情報化社会における企業の社会的責任と個人情報保護・プライバシー保護」日本経営会計学会第 17 回全国大会基調講演 (2016 年 6 月 25 日・国土館大学)

15 西郡裕子・湯淺壘道「個人情報保護条例の分析」日本セキュリティ・マネジメント学会第 30 回研究大会 (2016 年 6 月 25 日・工学院大学)

16 湯淺壘道「選挙人登録と投票の電子化の動向と課題」日米法学会第 53 回研究大会 (2016 年 6 月 26 日・立教大学)

17 西郡裕子・湯淺壘道「個人情報保護条例の分析」コンピュータセキュリティシンポジウム 2016 (2016 年 10 月 13 日・秋田キャッスルホテル)

18 湯淺壘道「2016 年アメリカ大統領選挙とインターネット」情報ネットワーク法学会 2016 年度研究大会第 12 分科会 (2016 年 11 月 13 日・明治大学中野キャンパス)

19 Harumichi Yuasa, Invited Talk: Technological Development and Japanese Law regarding Artificial Intelligence, November 15, 2016, Tenth International Workshop on Juris-informatics (JURISIN 2016), Raiosha Building, Keio University Kanagawa, Japan.

20 湯淺壘道「地方公共団体における個人情報の管理の統制: 個人情報保護条例の実態」シンポジウム・日韓(韓国)国際学術会議「日韓(韓国)地方自治法制の主要課題と未来」(2016 年 12 月 2 日・九州大学)

21 湯淺壘道「自治体個人情報保護法制の近時の動き」情報法制研究会 第 5 回シンポジウム (2017 年 5 月 20 日・一橋講堂)

22 湯淺壘道「改正個人情報保護法における社会的身分の意義」情報処理学会 電子化知的財産・社会基盤研究会(EIP)第 76 回研究会 (2017 年 5 月 31 日・放送大学東京文京学習センター)

23 湯淺壘道「Security Breach Notification Law の再検討」日本セキュリティ・マネジメント学会個人情報の保護研究会 2017 年度 6 月度研究会 (2017 年 6 月 28 日・中央大学後楽園キャンパス)

24 金子啓子・湯淺壘道「Security Breach Notification Law の再検討」日本セキュリティ・マネジメント学会 2017 年度全国大会 (2017 年 7 月 30 日・情報セキュリティ大学院大学)

25 湯淺壘道「デジタル・ゲリマンダーの法規制の可能性」第 16 回情報科学技術フォーラムイベント企画 A7「デジタルゲリマンダーの脅威~ ネットと AI から民主主義は守れるか~」(2017 年 9 月 12 日・東京大学)

26 Harumichi Yuasa, Invited Talk: Hacked Election: Regulation in Japan, Konrad Adenauer Stiftung, das Regional programm den Workshop, Hacked Election, November 27-28, Tokyo.

27 湯淺壘道「民事訴訟の電子化の現状と課題」九州 IT 法研究会 (2018 年 3 月 23 日・福岡グロースネクスト)

〔図書〕(計 3 件)

1 大沢秀介監修『入門・安全と情報』(成文堂、2015 年)担当章: 第 5 章「サイバー攻撃に対するセキュリティ」107-130 頁

2 白鳥浩編『二〇一三年参院選アベノミクス総選挙』(ミネルヴァ書房、2016 年)担当章: 第 8 章「解禁されたネット選挙運動の課題」283-301 頁

3 大沢秀介・新井誠・横大道聡編『変容するテロリズムと法』(弘文堂、2017 年)担当章: 第 1 章 III「サイバー空間におけるテロ対策」60-77 頁

〔その他〕

ホームページ等

<http://home.att.ne.jp/omega/yuasa/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

湯淺 壘道 (Harumichi Yuasa)

情報セキュリティ大学院大学・その他の研究科・教授

研究者番号: 60389400